

我孫子市学校給食調理業務委託のプロポーザル募集要領

令和 5 年度我孫子市学校給食調理業務委託業者選定実施要領に基づき、公募型プロポーザルの参加者を次のとおり募集します。

1. 事業概要

(1) 事業目的

給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供する為、優れた調理技術を有し、教育の一環として学校給食の意義を理解し、児童生徒との交流や学校行事等に積極的に参加できる業務委託業者の選定を目的とする。

(2) 事業名及び所在地等

- ① 我孫子市立我孫子第一小学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市寿 1 丁目 2 2 番 1 0 号
- ② 我孫子市立我孫子第四小学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市白山 3 丁目 2 番 1 号
- ③ 我孫子市立湖北台東小学校給食調理業務委託
我孫子市湖北台 4 丁目 3 番 1 号
- ④ 我孫子市立湖北中学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市古戸 3 0 0 番地
- ⑤ 我孫子市立久寺家中学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市つくし野 1 7 1 番地
- ⑥ 我孫子市立白山中学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市白山 3 丁目 7 番 3 号

（以下本文で「事業」という。）

(3) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日

2. 事業内容の詳細

「提案様式」・「我孫子市学校給食調理業務委託仕様書」・「様式第 3 号調理業務工程に伴う調理業務指示書」・「給食室概要図」のとおり。我孫子市役所ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードしてください。

3. 参加資格

- ① 令和 4 年 1 1 月 1 日において、我孫子市競争入札参加資格者登録簿の「委託」の大分類「1 3（医療・医事・給食）」の中分類「5（学校・寮給食）」に登録があること。
- ② 地域要件の有無：無
- ③ 受注実績の有無：公告の日から起算して過去 5 年以内に小・中学校給食調理業務等の受注実績があること。
- ④ その他：「我孫子市学校給食調理業務委託仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第 2 項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

- ⑥ 公告の日から入札日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑦ 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は指定暴力団等及びその構成員でないこと。
- ⑪ 公告の日から過去3か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。

4. 参加手続等

(1) 発注課及び提出先

〒270-1166 千葉県我孫子市我孫子1684番地
 我孫子市教育委員会 学校教育課 保健給食係
 電話 04-7185-1267 FAX 04-7182-3600

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和4年12月2日（金） 郵送により午後5時まで必着、前記（1）の発注課に書留又は簡易書留、レターパックにより提出すること。（持参不可）

5. 質疑及び回答

① 質 疑

質疑がある場合、令和4年11月11日の午後5時までにファクシミリで発注課あてに質問書（様式B）を提出する。

なお、所定の期日を過ぎた質疑は受け付けない。

② 回 答

令和4年11月18日の午後1時までに我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>令和4年度入札情報>公募型プロポーザル」に掲載するものとし、個別の回答は行わない。また、質疑がないときは、その旨をホームページに掲載する。

6. 参加報酬及び契約額

(1) 公募型プロポーザル参加報酬

無償とする。

(2) 契約額

次の予定価格以下で提案者の見積額とする。

委託校	予定価格の上限金額（円）
① 我孫子市立我孫子第一小学校	24,461,000（税込み）
② 我孫子市立我孫子第四小学校	34,614,000（税込み）
③ 我孫子市立湖北台東小学校	17,328,000（税込み）
④ 我孫子市立湖北中学校	23,132,000（税込み）
⑤ 我孫子市立久寺家中学校	24,661,000（税込み）
⑥ 我孫子市立白山中学校	28,980,000（税込み）

消費税は10%として見積もること。

消費税は消費税法の規定により支払うものとする。

7. 公契約条例の適用

予定価格が2,000万円（税込み）以上の契約については、我孫子市公契約条例の適用を受ける。我孫子市公契約条例の適用を受ける公契約を締結した事業者は、次に示す事項を含め、我孫子市公契約条例及び我孫子市公契約条例施行規則に規定された事項を遵守しなければならない。

- ① 当該給食調理業務に従事する労働者等に対し、我孫子市公契約条例第6条に規定されている労務報酬下限額以上の賃金を支払わなければいけないほか、労働者の適正な労働条件の確保等を行うこと。
 - ② 我孫子市公契約条例第8条に規定されるとおり台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告を行わなければならない。
- ※ 我孫子市公契約条例、我孫子市公契約条例施行規則は、我孫子市役所ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>公契約条例>我孫子市公契約条例の手引き」参照。

8. 無効となる企画提案

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合があります。

- ① 提出方法及び提出期限を遵守しないもの。
- ② 募集要領に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦ 本募集要領6.（2）の上限金額を超える見積金額で提案された場合

9. プロポーザル参加の辞退

企画提案書を提出後、本プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を郵送又は持参により教育委員会へ提出すること。

10. 企画提案の評価

選定委員会による二段階審査（第1次評価、第2次評価の評価項目ごとに得点化）を経て総合評価をおこない委託業者選定する。

（1）第1次評価

第1次選定委員会を開催し、企業評価（経営力）、技術力評価（提案内容）、コスト評価により第2次選定委員会でヒアリングを求める上位5社以内を選定する。

○企業評価

評価事項	評価項目	評価方法
経営状況	・総売上高・自己資本比率・流動比率・固定比率・技術者数・ISO及びHACCPの取得・製造物賠償責任保険（PL保険）等の損害補償制度の加入のグレード・受託開始年数	様式第1号の書類審査
実績状況	自校方式受託校数 東葛飾地区管内受託校数実績 安全・安心の信頼度（食中毒事故の発生状況）	様式第1号・2号の書類審査

○技術力評価

評価事項	評価項目	評価方法
課題に対する提案	事業の実施方針（調理業務実施要領（マニュアル）及び安全衛生管理実施体制（マニュアル））	任意様式の書類審査
	提案の的確性（調理業務工程表）	様式第3号の書類審査
	事業の実施体制（調理業務従事者の配置体制） （調理業務責任者・調理業務副責任者・パート社員の配置計画）	様式第4号-1 様式第4号-2 の書類審査
	事業の実施体制（調理業務従事者代替体制） 事業の施行計画（受託から給食開始までの準備・研修計画） （調理業務従事者に対する巡回指導及び研修計画）	様式第5号の書類審査 様式第6号-1 の書類審査 様式第6号-2 の書類審査

○コスト評価

評価事項	評価項目	評価方法
コスト	調理業務等見積書	見積書

(2) 第2次評価

第1次選定委員会で選定された業者を対象に、第2次評価を実施する。第2次選定委員会
は、技術提案会で次の評価項目及び提案について、選定委員によるヒアリングで評価を行う。

評価事項	評価項目	対応様式
課題に対する提案	事業の実施方針（学校給食に対する会社としての基本的取り組み姿勢）	様式第7号書類審査及びヒアリング
	提案の独自性（学校との交流・協力企画とその実現性）	様式第8号書類審査及びヒアリング
	事業の実施体制（給食運営に伴う調理体制）	様式第9号書類審査及びヒアリング
	事業の実施体制（給食運営に伴う報告体制）	様式第10号書類審査及びヒアリング
	事業の実施体制（問題発生時の対処体制）	様式第11号書類審査及びヒアリング
	事業の実施体制（現場の課題に対する対処）	様式第12号書類審査及びヒアリング

(3) ヒアリング

第1次選定委員会において、書類審査で選定された参加者により、実際に事業を担当する方の出席を求め、次のとおり提案内容の説明及び質疑応答により第2次評価を行う。ヒアリングの案内は、(4) -①のとおり通知する。

① 提案内容の説明

10分程度

提出した企画提案書及び会社概要等、調理業務で特に配慮している点について説明してください。なお、企画提案書をOHP、スライド、プロジェクター、パネルで拡大することはできません。追加資料を用いることもできません。

② 質疑応答

1件につき5分（応募する事業数×5分）+10分
例）1件・・・15分 3件・・・25分 6件・・・40分

③ 出席者 3名以内

(4) 審査結果等について

- ① 第1次選定委員会は、令和4年12月9日（金）に開催し、第2次選定委員会でヒアリングを求める上位5社以内を選定します。結果を令和4年12月14日（水）以降に電話及び文書で通知します。
また、上位5社以内についてはヒアリングの時間を併せて連絡します。
- ② 第2次選定委員会は、令和4年12月21日（水）に開催し、提案内容についてヒアリングをおこない評価をします。結果は令和5年1月6日（金）以降に電話及び文書で通知します。
- ③ 第1次評価及び第2次評価項目ごとに点数化し、評価点数の合計が最も高い提案を最優秀提案とし、同点で最も高い提案が2以上あるときは、くじにより最優秀提案を特定します。最優秀提案の事業者を委託予定事業者とします。ただし、第1次評価及び第2次評価の課題に対する提案の合計評価点が配点の63点未満の場合は、特定しません。
- ④ 最終結果は、我孫子市役所ホームページの入札・契約情報に掲載します。

1.1. 選定委員会

(1) 日時・場所

第1次選定委員会 令和4年12月9日（金）午前10時から午後5時
我孫子市教育委員会 大会議室

第2次選定委員会（ヒアリング） 令和4年12月21日（水） 午前10時から午後5時
我孫子市教育委員会 大会議室

(2) 選定委員

委員長（教育総務部長）、委員（学校給食に関し知見を有する者、選定を行う学校の校長、学校教育課長、学校教育課課長補佐、学校教育課職員（栄養士）、学校栄養士会代表）

1.2. 提出書類及び提出部数

No	様式の名称	様式番号	提出部数
1	企画提案書兼誓約書	表紙・様式A	応募する学校ごとに1部
2	調理業務見積書	任意様式	応募する学校ごとに1部
3	調理業務実施要領（マニュアル）及び安全衛生管理体制（マニュアル）	任意様式	応募する学校数+9部 (例) 1校応募・1+9=10部 4校応募・4+9=13部 6校応募・6+9=15部
4	会社概要	様式 第1号	No. 3に同じ
5	小・中学校の自校給食受託実績	様式 第2号	
6	調理業務工程表 ※別紙の調理業務指示書に基づき作成してください。	様式 第3号	応募する事業ごとに9部 (例) 1校応募・1×9=9部 2校応募・2×9=18部
7	調理業務従事者配置体制	様式 第4号-1	3校応募・3×9=27部

8	調理業務責任者、調理業務副責任者の配置計画	様式 第4号-2	No. 3に同じ
9	調理業務従事者の休暇等における代替体制	様式 第5号	
10	受託から給食開始までの準備・研修計画	様式 第6号-1	
11	調理業務従事者に対する巡回指導及び研修計画	様式 第6号-2	
12	学校給食に対する会社としての基本的取り組み姿勢	様式 第7号	
13	学校との交流企画・協力企画	様式 第8号	
14	給食運営（調理体制）	様式 第9号	
15	給食運営（報告体制）	様式 第10号	
16	問題発生時の対処体制	様式 第11号	
17	現場の課題に対する対処	様式 第12号	

※No.1・No.2は、それぞれ別綴りとしてください。

※No.6・No.7・No.8をまとめて1冊にしてください。

※上記以外をまとめて1冊にしてください。

13. その他

(1) 使用する言語及び通貨

日本語、日本円

(2) 契約

本プロポーザルに係る事業を翌年度以降に履行する場合は、事業に係る予算が議会で可決後に契約を締結します。（契約は単年度とし、翌年度、翌々年度は業務良好と認められ、契約金額が同等の場合に継続して契約する予定となります。3年ごとにプロポーザルによる募集を行います。但し、給食運営方法等の変更により、業務内容が大きく変わる場合は、この限りではない。）

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

前記4. (1) の発注課

(4) 参加資格又は受注資格の喪失

企画提案から選定委員会の開催までの間に参加者が選定委員に対して提案の追加又は補足説明等を行なったことが判明した場合は、次のとおりとします。

- ① 選定前に判明した場合は、参加資格を喪失します。
- ② 選定後に判明した場合は、受託資格を喪失します。

(5) その他

- ① 企画提案に係る費用は、無償とします。
- ② 企画提案書は、プロポーザル以外で参加者に無断で使用しないものとします。
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とすると共に指名停止措置を行なうことがあります。
- ④ 企画提案書は、選定及び特定を行なう作業に必要な場合に複製を作成することがあります。
- ⑤ 企画提案書の提出期限後における、企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。また、企画提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等、特別な場合を除き、変更することができません。
- ⑥ 企画提案書は、返却しません。
- ⑦ 企画提案書の提出者として、参加者名を公表することがあります。
- ⑧ 企画提案書は、プロポーザルの公正性、透明性及び客観性を確保する必要があると認めた場合、参加者の許可を得て公表することがあります。
- ⑨ 発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、転載及び引用することはできません。

- ⑩ 発注者が貸与した資料がある場合は、企画提案書の提出期限に企画提案書と共に返却するものとします。また、資料を紛失した場合は、実費弁償するものとします。